○農林水産省告示第千六百三十七号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、合板の日本農林規格（平成十五年二月二十七日農林水産省告示第二百三十三号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十八年九月二十九日から施行する。

平成二十八年八月三十日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の合板の日本農林規格により格付の表示が付された合板については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六百三十八号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、集成材の日本農林規格（平成十九年九月二十五日農林水産省告示第千百五十二号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十八年九月二十九日から施行する。

平成二十八年八月三十日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の集成材の日本農林規格により格付の表示が付された集成材については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六百三十九号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、単板積層材の日本農林規格（平成二十年五月十三日農林水産省告示第七百一号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十八年九月二十九日から施行する。

平成二十八年八月三十日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の単板積層材の日本農林規格により格付の表示が付された単板積層材については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六百四十号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、直交集成板の日本農林規格（平成二十五年十二月二十日農林水産省告示第三千七十九号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十八年九月二十九日から施行する。

平成二十八年八月三十日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の直交集成板の日本農林規格により格付の表示が付された直交集成板については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六百四十一号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、素材の日本農林規格（平成十九年八月二十一日農林水産省告示第千五十二号）を確認したので、同法第十一条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十八年八月三十日

農林水産大臣　山本　有二

○農林水産省告示第千六百四十二号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、合板についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十五年三月二十八日農林水産省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年九月二十九日から施行する。

平成二十八年八月三十日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千六百四十三号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十条第二号（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、合板についての検査方法（平成十五年三月二十八日農林水産省告示第五百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年九月二十九日から施行する。

平成二十八年八月三十日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県井原市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県井原市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）